

北自旅一第58号の3  
北自旅二第58号の3  
北自貨第44号の3  
北自自第79号の3  
北技保第34号の3  
令和5年5月19日

北海道貨物自動車運送適正化事業実施本部長 殿

北海道運輸局自動車交通部長（公印省略）  
北海道運輸局自動車技術安全部長（公印省略）

#### 飲酒運転防止の徹底について

標記について、別添のとおり北海道トラック協会会長へ通知しましたので、同協会に加盟していない事業者に対する通知について特段のご配慮方お願いします。

なお、北海道運輸局のホームページに本通達を掲載していることを申し添えます。

（参考）

北海道運輸局ホームページ>自動車>自動車の保安>9. 保安関連通達等

<https://wwwtb.mlit.go.jp/hokkaido/bunyabetsu/jidousya/hoan/index.html>

北自旅一第58号  
北自旅二第58号  
北自貨第44号  
北自自第79号  
北技保第34号  
令和5年5月19日

公益社団法人北海道トラック協会会長 殿

北海道運輸局自動車交通部長（公印省略）  
北海道運輸局自動車技術安全部長（公印省略）

#### 飲酒運転防止の徹底について

5月17日（水）、札幌市伏古において個人タクシーの運転者が衝突事故を起こし現場から逃走し、その後、警察署に出頭した際に呼気から基準値を超えるアルコールが検出されたとして、酒気帯び運転の疑いで逮捕される事案が発生しました。

北海道地域事業用自動車安全プランにおいて、飲酒運転の根絶を含む事故削減に向け取り組んでいるなか、極めて悪質な行為である飲酒運転事案が発生したことはもとより、事故を起こしたにもかかわらず現場から立ち去る行為は、輸送の安全と運送事業の社会的信頼を揺るがすものであり、誠に遺憾です。

つきましては、飲酒運転の根絶に向け、厳正な点呼の実施、飲酒運転の危険性等に係る運転者への指導を徹底し、輸送の安全確保に万全を期するよう改めて傘下会員に周知をお願いします。

なお、北海道運輸局のホームページに本通達を掲載していることを申し添えます。

（参考）

北海道運輸局ホームページ>自動車>自動車の保安>9. 保安関連通達等

<https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/bunyabetsu/jidousya/hoan/index.html>